高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新	旧
第1条～第6条　略	第1条～第14条　略
（補助金の交付の条件） 第7条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者（補助事業を行うものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）　補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。 （2）　補助事業の内容のうち、次に掲げるいずれかの事項を変更する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。 　ア　建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。） 　イ　建物等の用途 　ウ　入所定員又は利用定員 （3）　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。 （4）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。 （5）　知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。 （6）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。 （7）　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。 （8）　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。 （9）　補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA及び公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。 （10）　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。 （11）　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管して、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。 （12）　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。 　ア　補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 　イ　補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。 　ウ　入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち会わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。 　エ　入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならないこと。 　オ　補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとすること。 　カ　補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとすること。 　キ　別表第5に定める区域において補助事業を行う場合は、第8条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に、立地の安全性に係る協議をしなければならないこと。 　ク　県税の滞納がないこと。	（補助金の交付の条件） 第7条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者（補助事業を行うものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）　補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。 （2）　補助事業の内容のうち、次に掲げるいずれかの事項を変更する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。 　ア　建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。） 　イ　建物等の用途 　ウ　入所定員又は利用定員 （3）　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。 （4）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。 （5）　知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。 （6）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。 （7）　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。 （8）　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。 （9）　補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA及び公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。 （10）　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。 （11）　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管して、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。 （12）　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。 　ア　補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 　イ　補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。 　ウ　入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち会わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。 　エ　入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならないこと。 　オ　補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとすること。 　カ　別表第5に定める区域において補助事業を行う場合は、第8条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に、立地の安全性に係る協議をしなければならないこと。 　キ　県税の滞納がないこと。
第8条～第14条　略	

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新	旧
附　則 1　この要綱は、平成20年5月14日から施行する。 2　この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第6号及び第11号、第13条第2項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	附　則 1　この要綱は、平成20年5月14日から施行する。 2　この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第6号及び第11号、第13条第2項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附　則 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。	附　則 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。
附　則 この要綱は、平成21年12月16日から施行する。	附　則 この要綱は、平成21年12月16日から施行する。
附　則 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。	附　則 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。
附　則 この要綱は、平成23年5月26日から施行する。	附　則 この要綱は、平成23年5月26日から施行する。
附　則 この要綱は、平成24年7月31日から施行する。	附　則 この要綱は、平成24年7月31日から施行する。
附　則 この要綱は、平成24年9月11日から施行する。	附　則 この要綱は、平成24年9月11日から施行する。
附　則 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。	附　則 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。
附　則 この要綱は、平成26年7月10日から施行する。	附　則 この要綱は、平成26年7月10日から施行する。
附　則 この要綱は、平成26年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。	附　則 この要綱は、平成26年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。
附　則 この要綱は、平成27年6月15日から施行する。	附　則 この要綱は、平成27年6月15日から施行する。
附　則 この要綱は、平成27年10月16日から施行し、同年4月1日から適用する。	附　則 この要綱は、平成27年10月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新	旧
附　則 この要綱は、平成28年９月９日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、平成29年１月17日から施行する。 附　則 この要綱は、平成29年８月24日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、平成30年９月３日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和元年７月25日から施行し、平成31年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和２年６月15日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和２年７月13日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和３年７月27日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和４年６月16日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和５年９月１日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和６年９月10日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和６年９月24日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和７年６月12日から施行し、同年４月１日から適用する。 ただし、就労選択支援に係る改正については、同年10月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和８年７月15日から施行し、同年４月１日から適用する。	附　則 この要綱は、平成28年９月９日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、平成29年１月17日から施行する。 附　則 この要綱は、平成29年８月24日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、平成30年９月３日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和元年７月25日から施行し、平成31年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和２年６月15日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和２年７月13日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和３年７月27日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和４年６月16日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和５年９月１日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和６年９月10日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和６年９月24日から施行し、同年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和７年６月12日から施行し、同年４月１日から適用する。 ただし、就労選択支援に係る改正については、同年10月１日から適用する。

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新

別表第１－１～別表第５　略

付表1

（障害児施設等以外の施設が整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　20人 以下	69,500,000
		21人 ～ 40人	140,100,000
		41人 ～ 60人	234,300,000
		61人 ～ 80人	329,000,000
		81人 ～100人	424,000,000
		101人 ～120人	517,800,000
		121人以上	612,900,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	56,000,000
		21人 ～ 40人	113,100,000
		41人 ～ 60人	189,300,000
		61人 ～ 80人	266,700,000
		81人 ～100人	342,600,000
		101人 ～120人	420,000,000
		121人以上	496,200,000

旧

別表第１－１～別表第５　略

付表1

（障害児施設等以外の施設が整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　20人 以下	64,500,000
		21人 ～ 40人	130,200,000
		41人 ～ 60人	217,500,000
		61人 ～ 80人	305,500,000
		81人 ～100人	393,700,000
		101人 ～120人	480,800,000
		121人以上	569,100,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	52,000,000
		21人 ～ 40人	105,000,000
		41人 ～ 60人	175,800,000
		61人 ～ 80人	247,700,000
		81人 ～100人	318,200,000
		101人 ～120人	390,000,000
		121人以上	460,800,000

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新				旧			
	就労・訓練事業等整備加算		53,600,000		就労・訓練事業等整備加算		49,800,000
	大規模訓練設備等整備加算		176,700,000		大規模訓練設備等整備加算		164,100,000
	短期入所整備加算		14,400,000		短期入所整備加算		13,500,000
	発達障害者支援センター整備加算		16,900,000		発達障害者支援センター整備加算		15,700,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,900,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,100,000
	居宅介護整備加算		8,000,000		居宅介護整備加算		7,470,000
	避難スペース整備加算		46,500,000		避難スペース整備加算		43,200,000
療養介護	本体	利用定員　20人 以下	126,600,000	療養介護	本体	利用定員　20人 以下	117,600,000
		21人 ～ 40人	254,400,000			21人 ～ 40人	236,200,000
		41人 ～ 60人	423,900,000			41人 ～ 60人	393,600,000
		61人 ～ 80人	596,700,000			61人 ～ 80人	554,100,000
		81人 ～100人	767,900,000			81人 ～100人	713,000,000
		101人 ～120人	938,700,000			101人 ～120人	871,700,000
		121人以上	1,110,000,000			121人以上	1,030,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		53,600,000		就労・訓練事業等整備加算		49,800,000
	大規模訓練設備等整備加算		176,700,000		大規模訓練設備等整備加算		164,100,000

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新				旧			
	短期入所整備加算		14,400,000		短期入所整備加算		13,500,000
	発達障害者支援センター整備加算		16,900,000		発達障害者支援センター整備加算		15,700,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,900,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,100,000
	居宅介護整備加算		8,000,000		居宅介護整備加算		7,470,000
	避難スペース整備加算		46,500,000		避難スペース整備加算		43,200,000
共同生活援助	本体	定員４人～10人	33,000,000	共同生活援助	本体	定員４人～10人	30,600,000
		短期入所整備加算	14,400,000			短期入所整備加算	13,500,000
		エレベーター等設置整備加算	2,610,000			エレベーター等設置整備加算	2,430,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,900,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,100,000
	居宅介護整備加算		8,000,000		居宅介護整備加算		7,470,000
	避難スペース整備加算		46,500,000		避難スペース整備加算		43,200,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			34,800,000	増築整備（既存施設の現在定員の増員）			32,300,000
短期入所（短期入所のみの整備の場合に限る。）			17,500,000	短期入所（短期入所のみの整備の場合に限る。）			16,300,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合に限る。）			11,900,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合に限る。）			11,100,000
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合に限る。）			8,000,000	居宅介護（居宅介護のみの整備の場合に限る。）			7,470,000
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）			46,500,000	避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）			43,200,000

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新		旧	
補装具製作施設	17,500,000	補装具製作施設	16,300,000
盲導犬訓練施設	219,100,000	盲導犬訓練施設	203,500,000
点字図書館	60,100,000	点字図書館	55,800,000
聴覚障害者情報提供施設	81,200,000	聴覚障害者情報提供施設	75,400,000
解体撤去工事費（入所系）	15,800,000	解体撤去工事費（入所系）	14,700,000
解体撤去工事費（通所系）	7,920,000	解体撤去工事費（通所系）	7,400,000
仮設施設整備費（入所系）	28,900,000	仮設施設整備費（入所系）	26,900,000
仮設施設整備費（通所系）	13,800,000	仮設施設整備費（通所系）	12,800,000
（注）１から３　略		（注）１から３　略	
付表２　略		付表２　略	

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新

付表3

（障害児施設等以外の施設が耐震化等整備を行う場合）

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　40人 以下	186,300,000
		41人 ～ 60人	310,800,000
		61人 ～ 80人	436,700,000
		81人 ～100人	562,700,000
		101人 ～120人	687,400,000
		121人以上	813,100,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	150,300,000
		41人 ～ 60人	251,200,000
		61人 ～ 80人	353,700,000
		81人 ～100人	454,500,000
		101人 ～120人	557,400,000
		121人以上	658,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		71,100,000
	短期入所整備加算		15,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		22,200,000
解体撤去工事費（入所系）			21,000,000
仮設施設整備費（入所系）			38,600,000

（注） 1から3 略

付表4 略

旧

付表3

（障害児施設等以外の施設が耐震化等整備を行う場合）

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　40人 以下	173,100,000
		41人 ～ 60人	288,600,000
		61人 ～ 80人	405,500,000
		81人 ～100人	522,500,000
		101人 ～120人	638,300,000
		121人以上	755,000,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	139,600,000
		41人 ～ 60人	233,300,000
		61人 ～ 80人	328,400,000
		81人 ～100人	422,100,000
		101人 ～120人	517,600,000
		121人以上	611,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		66,100,000
	短期入所整備加算		14,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		20,600,000
解体撤去工事費（入所系）			19,500,000
仮設施設整備費（入所系）			35,900,000

（注） 1から3 略

付表4 略

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新

付表５

（障害児施設等以外の施設が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基準単価　（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　40人 以下	186,300,000
		41人 ～ 60人	310,700,000
		61人 ～ 80人	436,700,000
		81人 ～100人	562,500,000
		101人 ～120人	687,300,000
		121人以上	813,000,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	150,300,000
		41人 ～ 60人	251,100,000
		61人 ～ 80人	353,600,000
		81人 ～100人	454,500,000
		101人 ～120人	557,100,000
		121人以上	657,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		71,000,000
	短期入所整備加算		15,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		22,200,000

旧

付表５

（障害児施設等以外の施設が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基準単価　（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　40人 以下	173,100,000
		41人 ～ 60人	288,500,000
		61人 ～ 80人	405,500,000
		81人 ～100人	522,300,000
		101人 ～120人	638,200,000
		121人以上	754,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	139,500,000
		41人 ～ 60人	233,200,000
		61人 ～ 80人	328,300,000
		81人 ～100人	422,100,000
		101人 ～120人	517,200,000
		121人以上	610,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		66,000,000
	短期入所整備加算		14,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		20,600,000

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

新

療養介護	本体	利用定員　40人 以下	338,200,000
		41人 ～ 60人	564,200,000
		61人 ～ 80人	793,100,000
		81人 ～100人	1,020,800,000
		101人 ～120人	1,248,600,000
		121人以上	1,475,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		70,800,000
	短期入所整備加算		19,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		22,200,000
共同生活援助	本体	定員４人～10人	44,200,000
		短期入所整備加算	19,300,000
解体撤去工事費（入所系）			21,000,000
解体撤去工事費（通所系）			10,100,000
仮設施設整備費（入所系）			38,500,000
仮設施設整備費（通所系）			18,300,000

（注） 1から2 略

付表6から7 略

旧

療養介護	本体	利用定員　40人 以下	314,100,000
		41人 ～ 60人	523,900,000
		61人 ～ 80人	736,400,000
		81人 ～100人	947,800,000
		101人 ～120人	1,159,300,000
		121人以上	1,370,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		65,800,000
	短期入所整備加算		18,000,000
	発達障害者支援センター整備加算		20,600,000
共同生活援助	本体	定員４人～10人	41,100,000
		短期入所整備加算	18,000,000
解体撤去工事費（入所系）			19,500,000
解体撤去工事費（通所系）			9,450,000
仮設施設整備費（入所系）			35,800,000
仮設施設整備費（通所系）			17,000,000

（注） 1から2 略

付表6から7 略